

当初 令和4年2月17日

変更 令和4年2月20日

事業主の皆様へ

名古屋市

名古屋市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、保育施設等を利用する児童又は職員に、新型コロナウイルス陽性が判明した場合は、保健センターによる疫学調査の結果を踏まえて、臨時休園の措置をとっております。

この度は、当該従業員様にご利用される保育施設等につきまして、下記の期間、臨時休園となりました。なお、今後の感染の拡大状況によっては、休園期間が延長されることもあります。

感染拡大防止のため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

臨時休園期間

令和4年2月18日 ～ 令和4年2月25日

なお、国において、保育施設等を含む小学校等が臨時休業をした際に、子どもの世話をを行う労働者に対し、年次有給休暇を除く有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成金及び委託を受けて個人で仕事をする方への支援金の制度を設けております。（小学校休業等対応助成金・支援金）

【小学校休業等対応助成金・支援金の問い合わせ先】

○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金
コールセンター

電 話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）